

旧警戒区域（浪江町）から避難した夫婦の避難慰謝料について、視力障害（身体障害1級）を有する夫につき月8割、持病を抱えながら夫の介護を行った妻につき月6割の増額分が賠償された事例（別途直接請求で精神的損害の定額分を受領済み）。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、及び同X2（以下、申立人2名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の各損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1 損害

- | | |
|--------------------------|-------------|
| (1) 精神的損害（日常生活阻害慰謝料、増額分） | 金3,420,000円 |
| (2) 弁護士費用 | 金102,600円 |

2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成25年3月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として合計金3,522,600円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

ただし、第1項1（1）記載の損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対し別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年5月20日

（仲介委員長 田中俊充、仲介委員 鈴木修司、同 大木健司）